

あおもり若者定着奨学金返還支援制度 登録者募集要項(2023年度就職者)

青森県では、若者の県内定着・還流の促進及び産業人財の確保を目的として、本県に定着する若者の奨学金の返還を支援する「あおもり若者定着奨学金返還支援制度」（以下「本制度」という。）を実施します。

本制度の利用を希望する方は、県の登録簿への登録が必要ですので、お手続きをお願いします。登録は無料です。

1 本制度の概要、支援内容

（1）本制度の概要

- 本制度は、**大学等**^{※1}在学中に**奨学金**^{※2}の貸与を受け、卒業又は修了後、**あおもり若者定着サポート企業**^{※3}（以下「サポート企業」という。）に**正規雇用**^{※4}で採用された**若者**^{※5}が、一定期間、県内に住み就業した場合に、県とサポート企業が協力して、**奨学金の返還支援**^{※6}（補助金交付）をするものです。
- 企業及び就職予定者は、それぞれ事前登録が必要です。登録前に内定となった場合は対象外となります。

※1 大学等とは、大学、短期大学、大学院、高等専門学校（第4学年、第5学年及び専攻科に限る。以下同じ。）及び専修学校（専門課程に限る。）をいいます。

※2 本制度で対象とする奨学金は次のとおりです。ただし、大学等在籍中に貸与を受けた分（入学時の一時金を除く。）に限ります。

- ①独立行政法人日本学生支援機構第一種奨学金（無利子）
- ②独立行政法人日本学生支援機構第二種奨学金（有利子）
- ③公益財団法人青森県育英奨学会大学奨学金

※3 本制度の趣旨に賛同し参画するため、知事が県の登録簿に登録した企業等（法人、団体、個人事業主）をいいます。

※4 正規雇用とは、次のすべてに該当する雇用をいいます。

- ①期間の定めのない労働契約をしていること。
- ②所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。
- ③同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇給の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。

※5 サポート企業に本制度の適用を受ける者として正規雇用で就職し、かつ、県内に居住の要件を満たしたとして知事が認定した日（認定起算日）時点で35歳未満である必要があります。

※6 奨学金の返還支援の対象には、利息分を含みません。

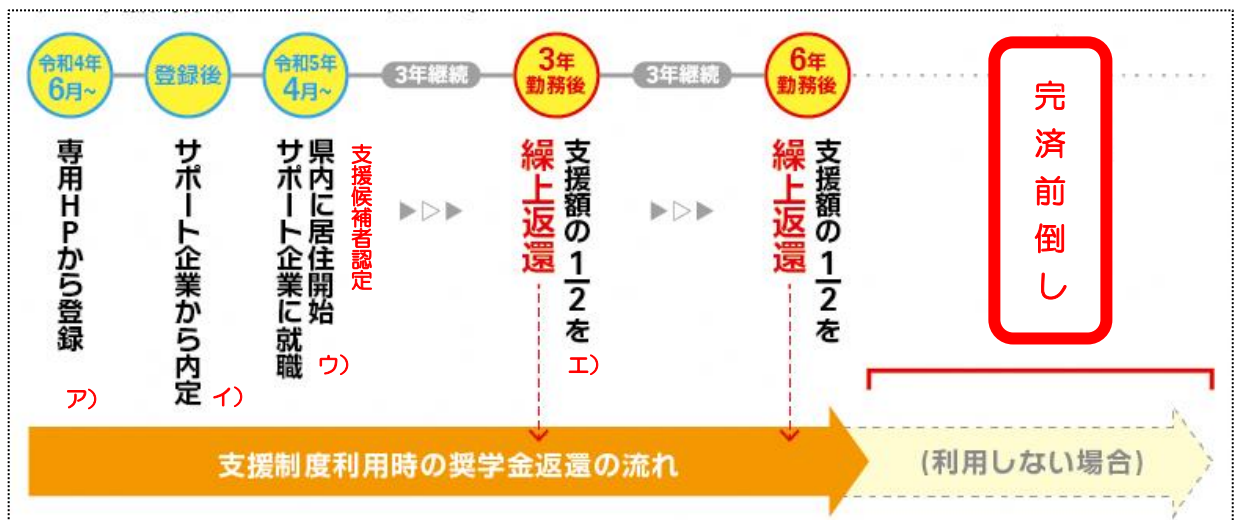
(2) 支援内容

①支援コース

支援コースの名称	大学等の区分	1人当たり支援予定額 (企業が設定します)	支援額
奨学金支援 コース A	4年制大学 6年制大学 大学院 高等専門学校専攻科	150万円 100万円 60万円 のいずれか	返還総額(大学生等)・返還残額(既卒者)の2分の1又は左記の支援予定額の、いずれか低い方の額(千円未満切捨) 〔県・サポート企業が2分の1ずつ負担。3年経過後、6年経過後の2回に分けて支援します。〕
奨学金支援 コース B	短期大学 高等専門学校 専修学校専門課程	75万円 50万円 30万円 のいずれか	

(例) 支援予定額 150 万円のサポート企業が、返還総額 400 万円の新卒者を採用する場合の支援額
 $\frac{\text{返還総額の2分の1の額 (400万} \times \frac{1}{2} = 200 \text{万円)}}{\text{支援予定額 (150万円)}} >$
 のため、支援額は 150 万円となります。

②登録から支援までの流れ（2023年4月採用の場合）



ア) まず専用HPから、登録申請をします。登録されると、県から「あおもり若者定着奨学金返還支援制度登録通知書」が送付されます。

登録者は、就職活動をする際に、本制度の登録者であることをサポート企業に申告してください。その際、県から送付された登録通知書の提示を求められることがあります。

イ) 登録者が、本制度の適用者としてサポート企業への採用が決定した場合、サポート企業から、「あおもり若者定着奨学金返還支援制度適用者決定通知書」が送付されます。

ウ) 登録者は、サポート企業で勤務を開始し県内居住する要件を満たした後、支援候補者として知事の認定を受けます。

エ) 知事が支援候補者として認定した日（認定起算日）から、サポート企業で就業かつ県内居住の要件を満たして3年経過したとき、支援候補者は県に補助金申請をします。県は、補助金の交付決定後、奨学金の貸与機関に支援額の2分の1の額を繰上返還します。

※認定起算日から、要件を満たして6年経過したときも、エ)と同様の手続きとなります。

【留意事項】

◆支援候補者として知事が認定する日（認定起算日）の考え方

4月1日に就職、県内居住開始が4月5日の場合、就業かつ青森県内居住の要件を同時に満たすのが4月5日のため、4月5日が認定起算日となります。

◆就業期間の取扱い（次に掲げる休暇等は就業の算入期間に含めます。）

- 法定休暇・休業（出産・育児休暇及び育児休業、介護休暇及び介護休業等）
- サポート企業が就業期間として算入する休暇・休業等（業務の事由による病気やケガの療養のための休業等）
- その他知事が認める場合（支援候補者が就業するサポート企業以外の企業に出向した期間等）

◆転勤等による県外居住期間の取扱い

- 転勤等による県外居住期間は、県内居住期間から除外します。
（例：青森県外の本社、支社及び支店等での勤務に伴い県外に居住する期間）
- ただし、サポート企業に在籍したままの県外長期出張や研修など、やむを得ない事由により住民票を移動せずに一時的に県外に滞在している期間は、県内居住期間に算入します。
- 県外居住期間が合計して2年を超えた場合は、支援候補者の認定が取り消されます。
- 期間の計算は、該当することとなった期間ごとに、その期間の初日を起算日として1か月単位で行い、1か月に満たない日単位の端数がある場合、15日未満は切り捨て、15日以上は切り上げます。

2 登録者の要件

本制度の対象となる「若者」とは、登録申請時点において、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当し、かつ（ウ）に該当する方です。

（ア） 大学生等（大学等に在籍している者）は、次のすべての要件に該当すること。

- ① 就業時に大学等を卒業又は修了する見込みであること。
- ② 奨学金の貸与を大学等在籍中に受けていること。
- ③ 認定起算日において35歳未満であることが見込まれること。
- ④ サポート企業への就職が内定又は決定していないこと。
- ⑤ サポート企業に正規雇用により就職し、6年以上就業かつ青森県内居住を希望していること。
- ⑥ 過去に本制度による支援を受けてないこと。

（イ） 既卒者（大学等を既に卒業又は修了している者）は、次のすべての要件に該当すること。

- ① 大学等に在籍中に貸与を受けた奨学金の返還残額があり、かつ滞納額がないこと。
- ② 認定起算日において35歳未満であることが見込まれること。
- ③ 青森県内に居住し、かつ正規雇用で就業していないこと。
- ④ サポート企業への就職が内定又は決定していないこと。
- ⑤ サポート企業に正規雇用により就職し、6年以上就業かつ青森県内居住を希望していること。
- ⑥ 過去に本制度による支援を受けてないこと。

（ウ） 次のすべての要件に同意すること。

- ① サポート企業に就職した場合に本制度を利用することを希望していること。
- ② サポート企業が採用のために実施する説明会等への参加を積極的に検討すること。
- ③ 登録後、県が電子メール等で発信する企業情報等を受け取ること。
- ④ 他の制度による奨学金の返還支援を受ける場合は、県に申告すること。

3 登録の申請手続き【2023年度就職者分】

(1) 申請期間

2022年6月16日（木）～2023年12月28日（木）

※2023年度就職者とは、2023年4月1日から2024年3月31日までの就職者をいいます。

(2) 申請方法

下記の専用サイトから電子申請により申請してください。電子申請が利用できない場合には、電子メール又は郵送により、「あおり若者定着奨学金返還支援制度登録申請書（様式1-1）」を「9 提出先及び問い合わせ先」まで提出してください。

【公式サイト】 <https://www.aomori-life.jp/syogakukin/>

(3) 登録の有効期限

募集対象年度の末日（2024年3月31日）までとなります。

4 登録結果の通知等

県は、提出された申請書類を審査し、登録の可否等について申請者に通知します（様式1-2）。

5 登録内容の変更・取消し

(1) 登録内容変更の届出

登録内容（登録申請書に記載した事項）に変更が生じた場合は、速やかに、登録内容変更届出書（様式2-1）により届出を行ってください。

- ・連絡先（住所、メール、電話番号に限る。）を変更した場合は、様式によらず、メールによる報告で差し支えありません。（[メール宛先]syogakukin-support@pref.aomori.lg.jp）
- ・登録された連絡先に連絡がとれない場合は、登録が取り消されることもありますので、忘れずに報告してください。

(2) 登録取消しの届出

登録の取消しを希望する場合は、登録取消届出書（様式2-2）により届出を行ってください。

6 登録の取消し等の措置

県は、登録者が次のいずれかに該当するときは、その登録の取消し等の措置を講じますので留意してください。

- (1) 登録内容に虚偽の内容が含まれることが判明したとき。
- (2) 登録の要件を満たさないことが明らかになったとき。
- (3) 登録された連絡先に連絡が取れない事態が生じたとき。
- (4) 奨学金の返済を滞納したとき。また、返済が全額免除されたとき。
- (5) 県から連絡する各種事務手続きを期限までに行わなかったとき。
- (6) 登録者が死亡したとき。
- (7) 法令等に違反するなど、登録者として不適切であると認められるとき。

7 登録後の手続き等

登録後に必要な手続きは概ね以下のとおりです。

時期	対応者	必要な手続き
登録者の採用内定後	サポート企業	<ul style="list-style-type: none"> サポート企業は、「あおり若者定着奨学金返還支援制度適用者決定通知書」を本人に通知し、その写しを県に提出します。 上記通知を行った後に、登録者が採用を辞退するなどやむを得ない事情により上記決定を取り消すことになった場合は、「あおり若者定着奨学金返還支援制度適用者決定取消通知書」により本人に通知し、その写しを県に提出します。
県内居住・就職後 (2か月以内)	登録者	<ul style="list-style-type: none"> 登録者は、「あおり若者定着奨学金支援候補者認定申請書（2023年度就職者）（様式3-1）」に、以下の必要書類を添えて、県に提出します。 <ul style="list-style-type: none"> ①大学等の卒業・修了証明書（写しも可） ②サポート企業が作成する在職証明書（様式3-2） ③住民票（提出前30日以内に発行されたもの。写しも可） ④奨学金の返還状況等がわかるもの（写しも可） ※その他必要な書類を提出していただくことがあります。 県は、登録者を支援候補者として認定したときは、「あおり若者定着奨学金返還支援候補者認定通知書（様式3-3）」により通知します。 支援候補者は、県から送付された認定通知書の写しをサポート企業に提出します。
支援候補者認定後 (3年経過後・6年経過後)	サポート企業・支援候補者	<ul style="list-style-type: none"> サポート企業は、支援額の4分の1を県に寄付します。 支援候補者は、県に補助申請します。（手続きについては別に定めます。） 6年経過より前に支援候補者が次の事由に該当した場合、県は支援候補者の認定を取り消します。 <ol style="list-style-type: none"> サポート企業を退職したとき。 転勤等による県外居住期間が合計して2年を超えたとき。 登録内容に虚偽の内容が含まれることが判明したとき。 その他知事が不適切であると認めたとき。 県は、支援候補者を取り消す場合には、「あおり若者定着奨学金返還支援候補者認定取消通知書（様式3-4）」により本人へ通知するとともに、その写しをサポート企業へ提供します。

8 個人情報の取り扱い

お預かりした個人情報は本制度の適切な運営のために必要な範囲で利用することとし、目的以外には一切使用しません。

9 提出先及び問い合わせ先

青森県子ども家庭部若者定着還流促進課 あおもり若者定着奨学金返還支援制度担当者
〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号 TEL:017-734-9174 FAX:017-734-8117

メールアドレス	syogakukin-support@pref.aomori.lg.jp
公式サイト URL	https://www.aomori-life.jp/syogakukin/

QRコード→



この募集要項は、2022 年（令和 4 年）6 月 16 日から施行します。

2024 年（令和 6 年）11 月 1 日一部改正（支援候補者の認定取り消しに関する規定・様式の追加）